

議案第 13 号

日進市介護保険条例の一部改正について

日進市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の一部改正及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市介護保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 市町村特別給付費の支給について、被保険者が一定以上の所得を有する場合の支給割合を 100 分の 70 とする。
- (2) 保険料率の判定に関する基準について、土地等を譲渡した場合には、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とする。
- (3) 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度の保険料基準額を 5,190 円から 5,363 円とし、合計所得金額に基づき更に区分される割合を 13 区分とし、保険料基準額に乘じる割合の最高を 2.25 から 2.5 とする。
- (4) 資料の提供等に関する罰則の対象者について、第 2 号被保険者の配偶者等まで範囲を拡大する。

日進市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

日進市介護保険条例(平成12年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市町村特別給付)	(市町村特別給付)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 第1号被保険者であつて介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)で定めるところにより算定した所得の額が令で定める額以上である要介護被保険者 <u>(次項に規定する要介護被保険者を除く。)</u> 又は要支援被保険者 <u>(次項に規定する要支援被保険者を除く。)</u> が受ける市町村特別給付費について前項各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。	3 第1号被保険者であつて介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)で定めるところにより算定した所得の額が令で定める額以上である要介護被保険者又は要支援被保険者が受ける市町村特別給付費について前項各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
4 第1号被保険者であつて令で定めるところにより算定した所得の額が前項の令で定める額を超える令で定める額以上である要介護被保険者又は要支援被保険者が受ける市町村特別給付費について第2項各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。	
(保険料率)	(保険料率)
第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,960円</u>	(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,026円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,831円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,482円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,267円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,710円</u>

- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,920円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,356円
- (6) 次のいずれかに該当する者 72,722円
 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
 (7) 次のいずれかに該当する者 81,732円
 ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
 (8) 次のいずれかに該当する者 99,751円

- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 56,052円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 62,280円
- (6) 次のいずれかに該当する者 70,376円
 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
 (7) 次のいずれかに該当する者 77,850円
 ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
 (8) 次のいずれかに該当する者 93,420円

円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,405

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 115,84

0円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 135,14

7円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は

円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 101,516

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 108,99

0円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 124,56

0円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該

次号イに該当するものを除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 148,018円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当するものを除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 160,890円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,742円とする。

3 略

(普通徴収の特例)

第8条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の市民税の課税非課税の別又は第1号被保険者に係る合計所得金額(以下「市民税の課税状況等」という。)が確定しないため、当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来する納期において徴収すべき保険料に限り、前年度の市民税の課税状況等に基づき算定された、その者の前年度の保険料率の額を当該年度の納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、市長が別に定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 略

第17条 日進市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯

当するものを除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 140,130円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,912円とする。

3 略

(普通徴収の特例)

第8条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の市民税の課税非課税の別又は第1号被保険者に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「市民税の課税状況等」という。)が確定しないため、当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来する納期において徴収すべき保険料に限り、前年度の市民税の課税状況等に基づき算定された、その者の前年度の保険料率の額を当該年度の納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、市長が別に定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 略

第17条 日進市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する

主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は平成30年8月1日から、第17条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日進市介護保険条例第5条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。